

静岡県がんセンター局管理規程第7号

静岡県がんセンター局行政財産の使用料規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和3年8月24日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者

静岡県がんセンター局長 内田 昭宏

静岡県がんセンター局行政財産の使用料規程の一部を改正する管理規程

静岡県がんセンター局行政財産の使用料規程（静岡県がんセンター局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 土地の使用料の年額は、前項第1号の規定により算定した基準使用料に当該土地の使用面積を乗じて得た額に第4項第1号の調整額を加算した額から同項第2号の調整額を減額した額（土地の使用期間が1月に満たない場合にあつては、その額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額）とする。</p> <p>3 建物の使用料の年額は次に掲げる額の合計額に次項第1号及び第4号の調整額を加算した額から同項第2号、第3号及び第5号の調整額を減額した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(地下埋設物のために土地を使用する場合の使用料の額)</p> <p>第3条 工業用水道管、上水道管、その他これらに類する物件（以下「地下埋設物」という。）を地下に埋設して使用する場合の使用料の額は、別表のとおりとする。ただし、使用期間が1月に満たない場合の使用料の額は、別表の規定により算定した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 土地の使用料の年額は、前項第1号の規定により算定した基準使用料に当該土地の使用面積を乗じて得た額に第4項第1号の調整額を加算した額から同項第2号の調整額を減額した額（土地の使用期間が1月に満たない場合にあつては、その額に<u>消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税相当額」という。）</u>を加算して得た額）とする。</p> <p>3 建物の使用料の年額は次に掲げる額の合計額に次項第1号及び第4号の調整額を加算した額から同項第2号、第3号及び第5号の調整額を減額した額に<u>消費税相当額</u>を加算して得た額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(地下埋設物のために土地を使用する場合の使用料の額)</p> <p>第3条 工業用水道管、上水道管、その他これらに類する物件（以下「地下埋設物」という。）を地下に埋設して使用する場合の使用料の額は、別表のとおりとする。ただし、使用期間が1月に満たない場合の使用料の額は、別表の規定により算定した額に<u>消費税相当額</u>を加算して得た額とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。